

平成 14 年 11 月 25 日

特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク
理事長 長尾 治助 殿

株式会社 S T N e t
アステル事業部マネージャー
原 田 豊

回 答 書

貴殿から 2002 年 9 月 27 日付で申入れのありました件につきまして、下記
のとおり回答します。

記

弊社は、第一種電気通信事業者として、電気通信事業者協会策定の「代理店
の営業活動に対する倫理要綱」に基づき、弊社代理店の販売活動に対する教育・
指導を行っております。

この結果、ご指摘のような販売代理店がお客さまに対して一定期間内の解約
を制限したり、その期間中に解約等をした場合に違約金を徴収するなどの不当
な契約を締結するなどの行為は行われていないものと認識しております。

ただ、貴殿より今回ご指摘いただいた件につきましては、貴重なご提言とし
て真摯に受けとめ、代理店に対して「代理店の営業活動に対する倫理要綱」の
遵守に関する指導・教育を再徹底していく所存です。

以 上